

自然環境保全基礎調査の目的

1 根拠・経緯

「自然環境保全法」の総則部分に「基礎調査の実施」を位置付け。

昭和48年度に第1回自然環境保全基礎調査を実施。以後概ね5年を一区切りに調査を行い、現在平成11年度を初年度とする第6回調査を実施中。

自然環境保全法（昭和47.6.22制定）

（基礎調査の実施）

第四条 国は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。

2 目的・趣旨

自然環境保全施策を科学的・客観的アプローチから推進するための主要な基礎資料を提供。具体的には、

- (1) 全国的な観点から自然環境の現状を的確に把握
- (2) 概ね5年ごとに行う調査の積み重ねにより長期的な視点から自然の時系列的变化を把握
- (3) 調査成果を記録、保存、公開し、自然環境のデータベースを整備
- (4) 国土計画、環境基本計画、自然公園等の自然環境保全計画、環境アセスメント等、各種計画策定や開発計画立案に際しての基礎資料を提供

3 調査方法・体制

- (1) 各分野の専門家による「自然環境保全基礎調査検討会」を設置し、調査内容、調査方法及び調査結果のとりまとめ等について検討
- (2) 各調査は、都道府県、公益法人・民間会社等への委託・請負で実施。また、学会や専門家、鳥獣保護員等への情報提供依頼、一般市民のボランティア参加も併用して広範な情報を収集